

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(10月26日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(2市6町3村 <sup>※1</sup> )	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 <sup>※2</sup> ) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 <sup>※2</sup> )
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	
	原木シイタケ (露地)	4/13～:(4市7町3村 <sup>※3</sup> ) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市) 10/18～:(二本松市)	4/13～:(飯館村)
	原木シイタケ (施設栽培)	7/19～:(伊達市) 7/22～:(新地町)	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	9/15～:(11市21町11村 <sup>※4</sup> ) (棚倉町、古殿町の菌根菌については、9/6から出荷制限) 10/18～:(喜多方市)	9/15～:(いわき市、棚倉町) 9/20～:(南相馬市) (棚倉町の菌根菌については、9/6から摂取制限)
	たけのこ	5/9～:(2市1町 <sup>※5</sup> ) 5/13～:(2市2町1村 <sup>※6</sup> )	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
	ユズ	8/29～:(福島市、南相馬市) 10/14～:(伊達市、桑折町)	—
	クリ	9/20～:(伊達市、南相馬市)	—
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 <sup>※7</sup>	7/19～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		茨城県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/14～:(土浦市、行方市、銚田市、小美玉市)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	10/14～:(土浦市、銚田市)	—
その他	茶	6/2～:(29市8町2村 <sup>※8</sup> )	—
		栃木県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※7</sup>	8/2～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
		千葉県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/11～:(我孫子市、君津市)	—
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市) 7/4～:(勝浦市)	—
		神奈川県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(小田原市、真鶴町、湯河原町)	—
		群馬県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
		宮城県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※7</sup>	7/28～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		岩手県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※7</sup>	8/1～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、榎葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、榎葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村

※5 伊達市、相馬市、三春町

※6 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※7 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※8 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):10月26日現在

		出荷制限 福島県	
		地域別	
		全域	
原乳		3/21～4/8解除:(喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)	3/21～4/16解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く。)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市)
	3/21～(右の地域を除く)	3/21～4/21解除:(相馬市、新地町)	3/21～5/1解除:(南相馬市(鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。))、川俣町(山木屋の区域を除く。))
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、カキナ)	3/21～(右の地域を除く)	3/21～6/8解除:(田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	3/21～10/7解除:(会津若松市、桑折町、天栄町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
	その他すべて	3/21～6/1解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	3/21～6/23解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/4解除:(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	3/23～5/4解除:(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/11解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	3/23～5/25解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/4解除:(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	3/23～5/4解除:(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/11解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	3/23～5/11解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
カブ	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/18解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	3/23～5/4解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村)
	3/23～(右の地域を除く)	3/23～5/18解除:(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)	3/23～5/18解除:(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	4/13～(伊達市、飯館村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))	4/13～(伊達市、飯館村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))
	原木しいたけ(施設栽培)	4/13～(福島市)	4/13～(福島市)
キノコ類(野生のものに限る。)	4/13～(福島市)	4/13～4/25解除:(いわき市)	4/13～4/25解除:(いわき市)
	4/13～(福島市)	4/25～(本宮市)	4/25～(本宮市)
たけのこ	4/13～(福島市)	4/13～5/16解除:(田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、新地町)	4/13～5/16解除:(田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、新地町)
	4/13～(福島市)	4/13～5/23解除:(川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	4/13～5/23解除:(川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
くさそてつ(ごごみ)	10/18～(二本松市)	7/19～(伊達市)	7/19～(伊達市)
ウメ	7/19～(伊達市)	7/22～(新地町)	7/22～(新地町)
ユズ	7/19～9/7解除:(本宮市)	9/6～(棚倉町、古殿町)(※蓄積圃に属する野生キノコに限る。)	9/6～(棚倉町、古殿町)(※蓄積圃に属する野生キノコに限る。)
クリ	9/6～(棚倉町、古殿町)(※蓄積圃に属する野生キノコに限る。)	9/15～(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村)	9/15～(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村)
イカナゴの稚魚	10/18～(喜多方市)	5/9～(伊達市、相馬市、三春町)	5/9～(伊達市、相馬市、三春町)
ヤマメ(養殖を除く。)	5/9～(伊達市、相馬市、三春町)	5/13～(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	5/13～(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)
ウグイ	5/9～5/30解除:(平田村)	5/9～6/8解除:(いわき市)	5/9～6/8解除:(いわき市)
アユ(養殖を除く。)	5/9～6/8解除:(いわき市)	5/9～6/21解除:(天栄村)	5/9～6/21解除:(天栄村)
肉	5/13～6/21解除:(国見町)	5/13～(福島市、桑折町)	5/13～(福島市、桑折町)
牛肉	6/2～(福島市、伊達市、桑折町)	6/2～(福島市、伊達市、桑折町)	6/2～(福島市、伊達市、桑折町)
	6/6～(相馬市、南相馬市)	6/6～(相馬市、南相馬市)	6/6～(相馬市、南相馬市)
	8/29～(福島市、南相馬市)	8/29～(福島市、南相馬市)	8/29～(福島市、南相馬市)
	10/14～(伊達市、桑折町)	10/14～(伊達市、桑折町)	10/14～(伊達市、桑折町)
	9/20～(伊達市、南相馬市)	9/20～(伊達市、南相馬市)	9/20～(伊達市、南相馬市)
水産物	6/8～(秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	6/8～(秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	6/8～(秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))
	6/17～(真野川(支流を含む。))	6/17～(真野川(支流を含む。))	6/17～(真野川(支流を含む。))
	6/17～(真野川(支流を含む。))	6/27～(阿武隈川のうち楢木ダムの下流(支流を含む。))	6/17～(真野川(支流を含む。))
	6/27～(阿武隈川のうち楢木ダムの下流(支流を含む。))	6/27～(阿武隈川のうち楢木ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))	6/27～(阿武隈川のうち楢木ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))
	8/25一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)	8/25一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)	8/25一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)

※ 網点の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):10月26日現在

		出荷制限													
		茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
		全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳		3/23~4/10 解除		-		-		-		-		-		-	
野菜	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ	3/21~4/17 解除 (右の地域を除く)	3/21~6/1 解除 北茨城市、 高萩市	3/21~4/27 解除	3/21~4/21 解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21~4/8 解除		-	4/4~4/22解除 旭市、香取市、 多古町		-		-	
		カキナ	3/21~4/17 解除	-	3/21~4/14 解除	-	3/21~4/8 解除		-				-		-
		シュンギク、チンゲンサイ、 サンチュ	-	-	-	-	-		-	4/4~4/22解除 旭市		-		-	
	パセリ	3/23~4/17 解除	-	-	-	-		-	4/4~4/22解除 旭市		-		-		
	セルリー	-	-	-	-	-		-	4/4~4/22解除 旭市		-		-		
	原木シイタケ(露地栽培)	-	10/14~ 土浦市、行方市、 鉾田市、小美玉市	-	-	-		-	10/11~ 我孫子市、君津市		-		-		
	原木シイタケ(施設栽培)	-	10/14~ 土浦市、鉾田市	-	-	-		-			-		-		
肉	牛肉	-	-	8/2~ (8/25~:県の定め る出荷・検査方針 に基づき管理され る牛を除く。)	-	-		-			7/28~ (8/19~:県の定め る出荷・検査方針 に基づき管理され る牛を除く。)	-	8/1~ (8/25~:県の定め る出荷・検査方針 に基づき管理され る牛を除く。)	-	
その他	茶	6/2~ (右の地域を除く)	6/2~10/18解除 古河市、常総市、 坂東市、八千代 町、境町	-	6/2~ 鹿沼市、大田原市  7/8~ 栃木市	-	6/30~ 渋川市、桐生市		6/2~ 野田市、成田市、 八街市、富里市、 山武市  7/4~ 勝浦市  6/2~9/7解除 大網白里町		6/2~ 小田原市、真鶴 町、湯河原町  6/2~8/29解除 南足柄市  6/23~9/12解除 松田町、山北町  6/2~10/14解除 愛川町、清川村  6/23~10/26解除 相模原市  6/27~10/26解除 中井町		-		-

※ [点線] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：10月26日現在

		摂取制限		
		福島県		
		全域	地域別	
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) 3/23～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)) 3/23～6/1解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～6/23解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)	
	結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村) 3/23～5/4解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/11解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) 3/23～5/4解除：(いわき市) 3/23～5/11解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/18解除：(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町) 3/23～6/15解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	
	原木しいたけ(露地)	—	4/13～	飯館村
	キノコ類(野生のものに限る。)	—	9/6～ 9/15～ 9/20～	棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) いわき市、棚倉町 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～		

※  の箇所は、摂取制限の対象